

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第616号

2014年（平成26年）1月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に
関することに係る個人情報を目的外に提供することについて
（答申）

2013年（平成25年）12月17日付けで諮問（第616号）され
た生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関す
ることに係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申しま
す。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。
以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提
供する必要性は、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認めら
れる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的
外に提供する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

埼玉県公安委員会より、道路交通法第51条の5第2項に基づき放
置違反金納付のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照
会がなされた。道路交通法第51条の5第2項の規定は目的外のため
に提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せ
ず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、埼玉県公
安委員会に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、藤
沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個
人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

生活保護受給の有無、氏名、生年月日、住所

イ 目的外に提供する相手方

埼玉県公安委員会

ウ 目的外提供の根拠規定

道路交通法 第51条の5第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、道路交通法第51条の5第2項に基づくものである。

道路交通法第51条の5第2項は「公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した埼玉県公安委員会によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、放置違反金納付の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について埼玉県公安委員会に問い合わせたところ、「道路交通法上の違反があり、現在違反金が未納であることから、財産の差し押さえを前提としている。その前段階として生活保護受給の事実があるかを調査し、違反金を支払う能力があるかどうかを確認したい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため本人通知を行うこととする。

(4) 提出書類

- ア 納付命令等関係事項照会書
- イ 納付命令等関係事項回答書
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した埼玉県公安委員会によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「道路交通法上の違反があり、現在違反金が未納であることから、財産の差し押さえを前

提としている。その前段階として生活保護受給の事実があるかを調査し、違反金を支払う能力があるかどうかを確認したい。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報で、本件事案の捜査に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

ただし、埼玉県公安委員会からの納付命令等関係事項照会書の違反日欄が未記載であり、違反があったことの実の確認が出来ないため、違反日及び違反場所を照会者に確認し、違反の事実があったことの確認ができた場合に限り、目的外に提供することを条件とする。

以 上